

## 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

## 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
  - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
  - 通園送迎費、食材料費(保育園利用者は、これまでは保育料の一部として保護者が負担)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の一部の子どもたち(注1)については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。  
(注1)教育認定は小学校3年生以下、保育認定は小学校就学前の子どもたちの中で第3子以降の子どもたち
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園(就園奨励費補助の対象の幼稚園)については、無償化の対象となるための手続きが必要です。手続きについては、幼稚園を通じてご案内します。

※保育所、認定こども園の延長保育料は、これまでどおり保護者負担となります。

- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
  - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
  - (注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

## 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**  
(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**する必要があります**。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件、月60時間以上の就労など)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## 認可外保育施設等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**する必要があります**。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件、月60時間以上の就労など)があります。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

### 【対象となる施設・事業】

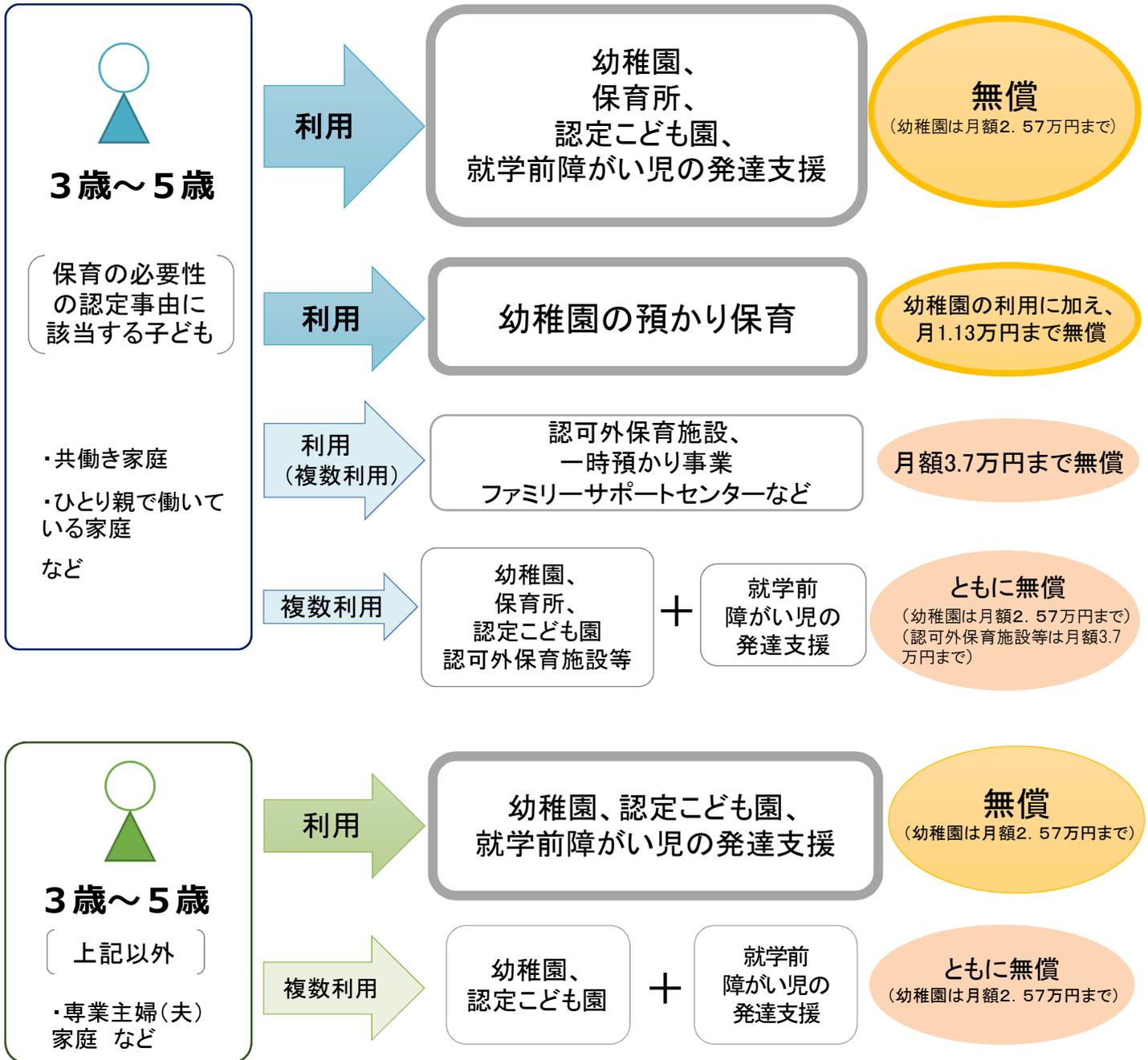
- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが 必要です。

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

# 幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。